

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費に関する公正証書等作成費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親」とは母子家庭の母及び父子家庭の父である者をいう。

2 この要綱において「ADR」とは、弁護士会及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者（以下「認証ADR事業者」という。）が実施する裁判外での紛争解決に係る手続きをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、船橋市内に居住し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号で定める要件を満たす者とする。

(1) 第4条第1項第1号及び第2号で定める経費 次に掲げる要件を満たす者

ア 交付申請時においてひとり親であること

イ 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にあること

ウ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと

エ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること

オ 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書で補助金を受けていないこと

(2) 第4条第1項第3号で定める経費 次に掲げる要件を満たす者

ア 交付申請時においてひとり親又は離婚協議中であること（以下ひとり親と離婚協議中である者を併せて「ひとり親等」という。）

イ 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にあること

ウ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと

エ ひとり親である場合においては、養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること

オ 過去に同内容のADRに係る手数料に関する補助金を受けていないこと

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 公証人法第1条（明治43年5月14日法律第53号）に基づき、公証人が作成する公正証書の作成に係る手数料

(2) 家庭裁判所における調停の申立てに要する収入印紙代、連絡用の郵便切手代

- (3) ADRの申し立てと調停等に要する手数料（成立時に要する手数料を除く）
- 2 補助金の額は、別表1に定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書（第1号様式）に別表2の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、同表中欄に掲げる書類を添付し、公正証書等の作成に係る領収書が発行された日の属する月（ADRに係る補助申請の場合は、ADRで養育費等の取決めを行った日もしくはADRによる合意が成立しないことが確定した日の属する月）の翌月1日から起算して12か月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条により交付決定を受けた申請者は、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 申請から交付までの間にひとり親家庭等でなくなる場合等その後の事情により、第3条の補助金の交付対象者に該当しなくなったとき。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本要綱は施行日以降に取決められた養育費に係る経費について有効であるものとし、令和2年3月31日以前に取決められた養育費に係る経費については対象外とする。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 第5条の交付申請について、領収書の発行された日が令和5年3月31日以前である公正証書等の作成に係る申請の期限については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2 第5条の交付申請について、領収書の発行された日が令和6年9月30日以前である調停調書に係る連絡用の郵便切手の補助金額については、なお従前の例による。

別表1（第4条第2項）

(1)公正証書に係る補助金額

補助対象経費	補助金額
公正証書の作成に係る手数料	17,000円（上限）

(2)調停調書に係る補助金額

補助対象経費	補助金額
収入印紙	1,200円
連絡用の郵便切手	1,280円分（上限）

(3)ADRに係る補助金額

補助対象経費	補助金額
申立手数料に相当する費用	11,000円（上限）
期日手数料に相当する費用	33,000円（上限）※期日3回までを対象とする

別表2（第5条第1項）

補助対象経費	添付書類	備考
--------	------	----

<p>共通</p>	<p>1 当該ひとり親等及び養育費の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本</p> <p>2 世帯全員の住民票の写し</p> <p>3 ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し (当該ひとり親が児童扶養手当受給者の場合)又はひとり親等の前年(1月から5月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>4 補助対象の領収書等</p>	<p>市長は、左記4の補助対象の領収書等に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。</p> <p>(1) 宛先 (2) 領収年月日 (3) 領収金額 (4) 取引内容 (5) 領収者の住所、氏名及び領収印</p> <p>なお、上記の規定に関わらず、郵便局又は官公署が発行する領収証書及びレシート(以下「領収書等」という。)については、規定に則った領収証書等とみなして取り扱うものとする。</p>
<p>第4条第1項第1号及び第2号で定める経費</p>	<p>1 養育費の取決めを交わした文書(債務名義である文書に限る)</p>	<p>市長は、左記1の文書について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。</p> <p>(1) 養育費の取決め (2) 強制執行認諾約款(公正証書に限る。)</p>
<p>第4条第1項第3号で定める経費</p>	<p>1 ADRで養育費の取決めを交わしたことが分かる文書又はADRによる合意が成立しなかったことが分かる文書</p>	<p>市長は、左記1の文書について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、左記の書類で確認できない場合は、その内</p>

		容を補完する書類を追加 で求めることとする。 (1) 養育費の取決め
--	--	--

第1号様式

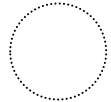
年 月 日

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書

船橋市長 へ

住所.....

氏名.....



電話番号.....

標題の補助金について交付を受けたいので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

金 _____ 円

第2号様式

船こ家第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

金額 _____ 円

第3号様式

船こ家第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金については、次の理由により不交付と決定したので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

年 月 日

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金請求書

船橋市長 あて

住所.....

氏名.....



電話番号.....

年 月 日付船こ家第 号で交付決定のあった船橋市養育費に関する公正証書等
作成費補助金について、下記の通り請求します。

記

金額 _____ 円

振込口座申出欄

※申請者の普通預金口座に限ります

金融機関名		
支店名		
口座番号	普通	
口座名義 (カタカナ)		

第5号様式

船こ家第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書

船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金については、次の事由により交付決定を取り消すことに決定したので、船橋市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

取消理由：